

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆《国家税務総局〈「中華人民共和国非居住者企業に係る所得税の年度納税申告書」等の納税申告書に関する公告〉の解説（国家税務総局公告，2015年第30号，2015年4月30日発布）

国家税務総局は、現行の非居住者企業に係る所得税の年度納税申告書等の申告書（以下、「非居住者企業に係る所得税の年度納税申告書」）について、いくつかの改訂を行うことを公告した。

本公告について、以下のとおり解説する。

#### 一、非居住者企業に係る所得税の年度納税申告書を改訂する理由

現行の非居住者企業に係る納税申告書は、2008年以後7年間、使用されている。この申告書には、管理面から、二つの問題がある。

第一に、申請内容が過度に簡素で申告書の内容構成が不完全であるため、当局に必要な情報が不足している点である。そのため、経済状況が変わる都度発生する国境を越えた税源侵食リスクを管理できない恐れがある。

第二に、現行の非居住者企業に係る所得税の年度納税申告書では、優遇税制や租税条約による優遇措置に関し、非居住者企業に対して適用状況がどうであるかについての情報が不十分になってしまう点である。そのため、現在、優遇税制の適用に関する管理業務や国際的な税収分析に支障をきたしている。

以上のような問題を解決するため、現行の非居住者企業に係る納税申告書の改訂を行うに至った。

#### 二、改訂後の申告書の主な特徴

申告納税方式の非居住者企業及び帳簿検査徴収方式の居住企業について、会計処理と企業所得税の納税計算で行われる処理はほぼ同じである。そのため、申告書の体系及びフォーマット並びに申請内容は基本的に合致するようになってきている。加えて、非居住者企業の特徴を考慮し、内容の簡素化が図られている。

一方、査定徴収方式の非居住者企業に係る申告書及び源泉徴収企業の所得税申告書は、現状の申告書をベースに、非居住者企業に対する所得税の税収政策の内容と租税条約の適用状況がより明らかになる

ように、改訂が行われている。

改訂後の申告書についての特徴は、以下の通りである。

##### (1) 構成の網羅化及び簡素化

現行の申告納税方式の年度申告書は、主表1枚、付表2枚（《営業収入及び原価明細表》、《欠損補填明細表》）で構成されている。これを、改訂後の申告書では、《営業収入及び原価明細票》を、収入・原価・期間費用という3枚の付表に区分した。加えて、業界の特徴による影響も考慮できるようにした。

具体的に言うと、特定業種の企業が記入する付表として、金融企業に関する収入明細表や支出明細票、国外合併石油採掘企業に関する調査費用の年度明細表を加えた。これまで主表に記載されていた納税調整及び優遇税制の適用状況の項目については、《納税調整項目明細表》及び《優遇税制適用明細表》という独立した付表にした。

##### (2) 情報量の適正化

改訂後、年度納税申告書は1級付表のみとなった。申告書記入に係る納税者の負担が過度に増加することはない。税収政策を正確に反映し、企業の財務及び税務の状況を網羅するとともに、納税者による税政の適用及び課税所得額の正確な計算を促すものとなっている。また、納税調整項目の状況及び優遇税制の適用状況について付表を追加し、現行の申告書がはらむ情報不足の問題を解決した。

申告書における情報の増加は、税務機関による税収管理及び国際的な税収分析に対して基本的な情報

## Topics

を提供する点から必要である。また、その増加量も適切である。

#### (3) 非居住者企業による優遇税制の適用状況を網羅し、正確に反映

申告書の改訂により、非居住者企業が適用を受けることができる優遇税制が明らかにされた。また、非居住者企業による優遇税制の適用についての申請義務が強化された。非居住者企業に対する優遇税制には、国内法の関連規定に基づく優遇税制のほか、租税条約に基づく優遇措置がある。

非居住者企業が国内法の関連規定に基づいて適用することができる優遇税制は、主に、申告納税方式を採用する非居住者企業に係る年度申告書や四半期申告書の付表である《優遇税制適用明細表》に反映される。

中国国内に機構又は場所を有しない非居住者企業が取得する配当・利息・特許権使用料・財産譲渡及びその所得等について、租税条約による優遇措置または国内法による優遇税制が適用される場合には、主に源泉徴収企業の所得税申告書の中に適用状況が反映される。

恒久的施設を有しない非居住者企業や国際運輸業に係る租税条約の優遇措置についての適用状況は、簡素化の観点から、いずれも《非居住者企業に係る四半期または年度納税申告書（査定徴収企業及び恒久的施設を有しない企業や国際運輸業用）》に反映される。

#### 三、申告書の主な改訂内容

##### (一) 非居住者企業に係る年度納税申告書（申告納税方式を採用する企業に適用）

1、主表の改訂の目的は、関連項目及び統計対象と居住企業に係る年度納税申告書の整合性を保つことである。優遇税制の統計対象を改訂の際の参考資料とし、免税・収入減算・追加控除及び所得の減免についての項目を増加した。また、納税調整加算額及び納税調整減算額が、納税調整後、どのように反映されているかについての記載を追加した。同時に、帳簿に記載した金額と税法を基準とした申告金額との間の調整に関する記述を削除した。

2、付表の改訂においては、現行の《営業収入及び原価明細票》を、収入・原価・期間費用という3枚の付表に区分し、さらに、特殊な業種について用いる付表として、《納税調整項目明細表》及び《優遇税制適用明細表》を追加した。

《一般企業に係る収入明細表》及び《一般企業に係る原価支出明細表》並びに居住者に係る企業年度報告表についても、同様の明細表の追加を行った。《金融企業に係る収入明細表》及び《金融企業に係る支出明細表》については、居住者企業に係る年度報告表を参考にした上で、証券業務関連項目を削除している。

《期間費用明細表》は居住企業に係る年度申告書を参考にした上で、本店配賦経費の項目を追加した。

《納税調整項目明細表》は、居住者企業に係る年度報告表を参考にした上で、固定資産加速償却（控除）の項目を追加している。《優遇税制適用明細表》は、新たに追加された付表であり、一部の非居住者企業が適用できる優遇税制に基づき、居住者企業の優遇分類方式を参考にして作成されている。政策調整の都度、申告書の改訂作業が頻発しないよう、各分類別にすべて「その他の優遇税制の名称及び優遇税制の属性番号」の欄を設けた。

《企業所得税の欠損補填明細表》は、居住者企業に係る年度申告書を参考にした上で、「合併及び分割による欠損金の引継ぎ（引渡し）による欠損補填額」の欄を削除した。

##### (二) 非居住者企業に係る四半期納税申告書（申告納税方式を採用する企業に適用）

主表の改訂内容は、年度申告書における主表の改訂内容とおおよそ同じである。付表には、《優遇税制適用明細表》が追加され、年度の《優遇税制適用明細表》を参考にした上で、より簡素なものとなった。

##### (三) 非居住者企業に係る所得税の四半期及び年度納税申告書（査定徴収企業及び恒久的施設を有しない非居住者企業や国際運輸業に適用）

現在、査定徴収方式を採用する非居住者企業に係る四半期納税申告表及び年度納税申告表が2枚に分かれているが、これを1枚の申告書にまとめる。本表は、恒久的施設を有しない非居住者企業や国際運輸業の企業が申告を行う際にも使用するものである。

租税条約の優遇措置を受けるか否かについての選択項目を追加する。「適用あり」を選択した場合には、関連の租税条約規定について記入することとなる。「恒久的施設を有していない」もしくは「国際運輸に係る租税の完全免除」を選択した企業は、取

## Topics

入額又は経費支出総額（明細を含む）もしくは原価費用総額のいずれかを記入するだけでよく、その他の欄に記入する必要はなくなる。「国際運輸に係る租税の（一部）免除」もしくは（租税条約を）「適用しない」を選択した企業は、課税所得額及び国際運輸に係る優遇税制の適用による減免額を正確に計算しなければならない。また、免税収入の申請項目を増加した。

### 四 源泉徴収企業に係る所得税申告書

1, 適用範囲の項目に、源泉徴収申請または自己申請のいずれかを選択する欄を追加した。源泉徴収義務者が法に基づいて源泉徴収を行っていない場合又は源泉徴収を実行できない場合において、非居住者企業が自ら申告納税するときは、本表を使用することになる。

2, 「租税条約の優遇措置を享受するか否か」についての選択項目及び租税条約の適用条項の記入欄、「その他協定による優遇措置を享受するか否か」についての選択項目及び当該協定の名称の記入欄、国内法による優遇措置適用に関する項目を追加した。また、情報処理を向上することでデータ検証機能を強化し、納税者の誤記入を防止する。

3, 所得税の減免に関する項目を追加した。これは、国内税法規定に基づく優遇措置の適用金額または租税条約の規定に基づく所得の減免金額の報告に用いられる。実際徴収率の情報はこれまで通りである。これは租税条約による優遇措置の適用状況を統計に表す際に用いられる。

4, 一定の源泉徴収部分について、租税条約における恒久的施設及び営業利益条項の適用を受ける場合、又は国際運輸協定による租税の完全免除の適用を受ける場合には、企業は収入総額を記入するのみでよいこととなった。税務機関がみなし利益率を認定することはなく、企業も納税額を計算する必要はない。同時に、国際運輸協定に係る特殊な状況を考慮した。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発表した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

### 四 申告書の改訂は納税者の負担を増加させるか

改訂後においては、申告納税方式の年度納税申告書に付表を追加した。追加したと言っても、具体的には、現行の付表を区分しただけであり、実質的な追加は《納税調整項目明細表》及び《優遇税制適用明細表》の2枚の付表にすぎない。

恒久的施設を有さない非居住者企業が租税条約の適用を受ける状況について申請する場合には、簡易な処理を行う。そのため、当該企業は、収入額、経費支出総額又は原価総額のいずれかを記入するだけでよいこととなる。すなわち、収入額の把握・税務機関によるみなし利益率の認定・課税所得額及び納税額の計算はいずれも不要である。

また、非居住者企業に対する税の徴収において源泉徴収義務者が記入しなければならない《源泉徴収企業所得税申告書》についても、減免措置の適用金額を当局が正確に把握するため、関連内容に対して更なる規範化を図ったに過ぎず、記入内容は増加していない。

以上の点から、納税者の記入負担は実質的には増加しておらず、従前通りである。

### 五 実施期間

本《公告》は2015年7月1日より施行する。《非居住者企業に係る所得税の四半期納税申告書（申告納税方式を採用する企業に適用）》、《非居住者企業に係る所得税四半期・年度納税申告書（非居住者企業に係る四半期または年度納税申告書（査定徴収企業及び恒久的施設を有しない企業や国際運輸業用）》、《源泉徴収企業に係る所得税申告書》は2015年7月1日から使用する。

《非居住者企業に係る所得税年度納税申告書（申告納税方式を採用する企業に適用）》は2016年1月1日から使用する。



## TAX NEWS SERVICE (TNS)

### ★中国《国家税務総局、輸出に係る還付申告期間の延長に関する告示を公布》

【IBFD中国のShiqi Maからの報告】

国家税務総局（State Administration of Taxation: SAT）は2015年6月11日、輸出者である納税者が、輸出に係る還付申告を行うことのできる期間を延長する告示（SAT公告[2015]44号）を公布した。納税者は、必要書類が不完全だったため所定期間内に申告できなかった場合、所管国税局の承認を得ることを条件として、2015年7月31日まで申告期間の延長を申請できる。ただし、申告できなかった理由が以下のいずれかに該当する場合に限る。

- 自然災害又は不可抗力。
- 裏付書類が盗まれるか、郵便局で紛失又は配達遅延が生じた。
- 還付に必要な証拠を含む文書が、司法当局か行政当局に留保された。
- 還付に必要な証拠を含む文書が、買手と売手の商業上の紛争のために取得できない。
- 還付申告の責任者が負傷、死亡するか、重病に陥るか、事前の届出なしに退職した。
- 納税者が、税関申告書の訂正を申請したところ、税関が間に合うように訂正しなかった。
- 管轄当局が、還付申告の期限が過ぎてから証拠又は裏付書類を発行した。

還付申告期間の延長については、省レベルの税務当局

の承認を受けなければならないとする旧告示（SAT公告[2013]12号）第2条18項は廃止される。この告示は公布日から適用される。

### ★香港《欧州委員会が公表した税務上非協力的な国・地域のリストに香港が含まれていることについて声明を発表》

【IBFDシニア・リサーチ・アソシエイト、Ying Zhangからの報告】

欧州委員会は2015年6月18日、世界の非協力的な30の国・地域から成るブラックリストを公表した。そこには、アジアでは香港、ブルネイ、欧州ではモナコ、アンドラ、ガーンジー、そしてケイマン諸島や英領ヴァージン諸島を含む西インド諸島の一連のタックスヘイブンが含まれる。リストに記載された各国は、欧州連合加盟国10カ国が指定した。

香港特別行政区政府は6月18日、声明を発表して、欧州委員会が公表した税務上非協力的な国・地域のリストに香港が含まれていることについて遺憾の意を表明した。香港は、税の透明性を高め、国境を越えた脱税を防止する取組の一環として、包括的二重課税防止条約（Comprehensive Avoidance of Double Taxation Agreements: CDTA）のネットワーク拡大を優先課題として認めると同時に、様々な国・地域と租税情報交換協定（Tax Information Exchange Agreements: TIEA）を締結している。さらに、香港は2014年9月に

Access essential tax facts for over 200 jurisdictions, directly on your mobile phone

Today's work reality is not deskbound. Enjoy the convenience of accessing the essential tax facts you need from your mobile phone, without delay.

IBFD Mobile Tax Facts is a mobile website optimized for smartphone browsing: it loads quickly and is easy to navigate. This cost-effective package enables you to access essential tax facts directly from your mobile phone, when you cannot log on to a computer.

#### IBFD Mobile Tax Facts - Full Set Main contents

- News (TNS and EVD news of last three months)
- Key Features (national and sub-national)
- EU VAT Rates Tables
- Holding Companies Tables
- Interest and Penalty Tables
- Tax Management Tables
- Transfer Pricing Tables
- Withholding Tax Rates Tables
- Glossary (including EVD Glossary)
- Journal Abstracts



IBFD, Your Portal to Cross-Border Tax Expertise

Format: Online  
Price: € 155 / \$ 210 (VAT excl.)

Please note that IBFD Mobile Tax Facts is also available in Light Set and VAT Set versions. More information on [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org).

Try IBFD Mobile Tax Facts for free  
Visit [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org) and search IBFD Mobile Tax Facts in our webshop to take a free trial or to get more information.

Order and information  
Visit [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org) or place your order by contacting Customer Service:  
Phone: +31-20-554 0176;  
Fax: +31-20-620 8626;  
Email: [info@ibfd.org](mailto:info@ibfd.org); [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org)

